

富山県 水源地域保全条例の あらまし

とやまの豊かな水を次の世代へ

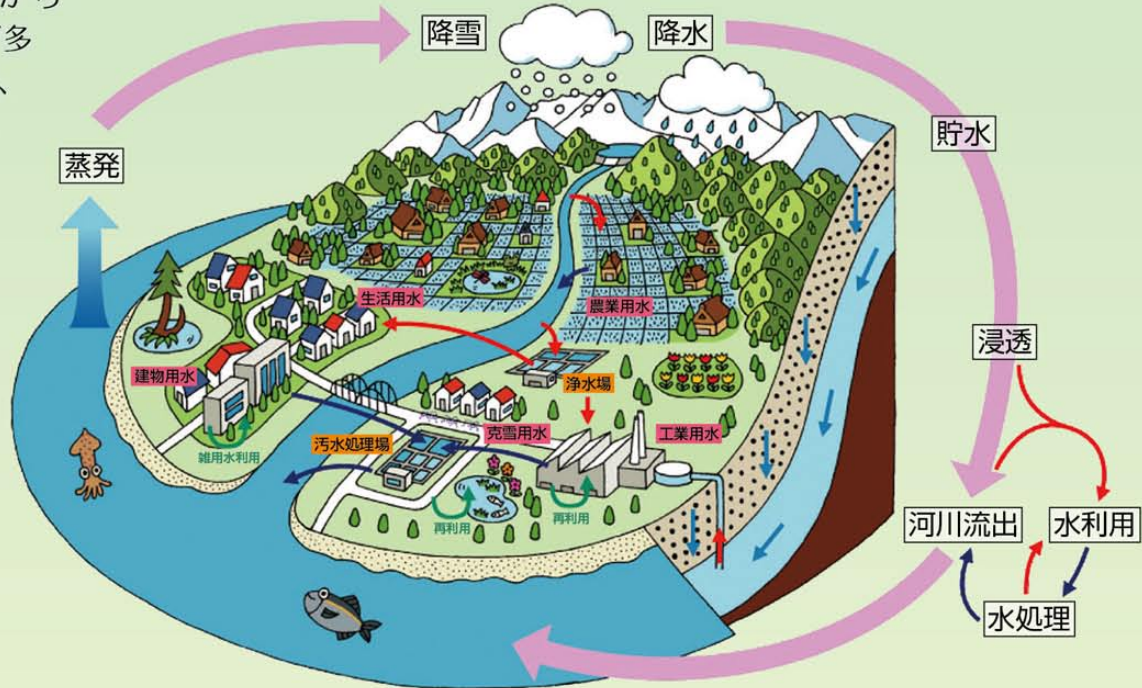


水の王国とやまキャラクター
「オー博士とミーとズー」

豊富な水資源は富山県の発展の礎

本県は、立山連峰をはじめとする3000m級の山々から流れ出る大小の河川が多く、扇状地を形づくり、水深1000mを超える富山湾に至るまで、高低差4000mのダイナミックな地形を有しており、ほぼ独立した水循環系が保たれています。

水循環のイメージ



「水の王国」

と呼ばれる豊かで清らかな水の恩恵を受けられるようになったのは、この水を治め、用水を切り拓き、電力を興し、農林水産業やものづくり産業の振興、豊かな県民生活の実現に活かすなど、水資源を本県の発展の礎としてきた先人たちの英知と努力の賜物です。



水源地域保全条例制定のきっかけ

森林買収事例の増加

北海道をはじめとする9道県において、平成18年1月から平成25年12月までの期間に、約980haの森林が外国資本によって買収されています。

外国資本による森林買収状況

(平成18年1月～平成25年12月)

都道府県名	件数	面積(ha)
北海道	65	906
山形県	1	10
栃木県	1	1
群馬県	1	44
神奈川県	6	9
長野県	2	3
兵庫県	1	2
福岡県	1	0.2
沖縄県	1	5
計	79	980

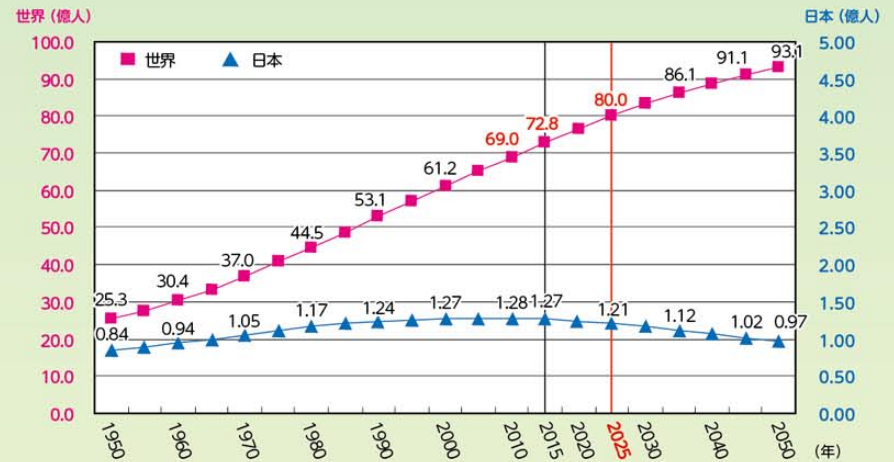
※国土交通省、農林水産省公表資料
※計の不一致は四捨五入による

世界的な水需要の増加

我が国の人口は2008年をピークに緩やかに減少していますが、2011年に70億人を突破した世界の人口は、2025年には80億人に達すると予想されています。また、中国などの新興国の急激な経済成長により、世界の水需要も大幅に増加しており、将来的な水不足が懸念されています。

世界と日本の総人口の推移

(1950年～2050年)



※総務省公表資料「世界人口の推移」

既存法令の問題点

土地取引を行った場合は、国土利用計画法や森林法に基づく届出が義務付けられていますが、そのほとんどが事後届出であるため、行政が土地取引に関する情報を事前に把握することができない状況です。



既存法令に基づく土地取引を行う際の手続き

区分	必要な手続き等	根拠法令
一定面積以上の土地取引行為を行う場合	事後届出 次の区分に応じて、土地の権利取得者(買主等)は、契約締結後の2週間以内に、市町村を経由して知事に届け出ること ●市街化区域 …………… 2,000㎡以上 ●その他の都市計画区域 …… 5,000㎡以上 ●都市計画区域以外 …… 10,000㎡以上	国土利用計画法
新たに森林所有者となった場合	事後届出 所有者となった日から90日以内に、市町村長に届け出ること(国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要)	森林法
農地又は採草放牧地を取引する場合	許可 売主等と買主等が連署で市町村農業委員会に申請を行い、許可を受けること	農地法
国内非居住者が不動産を取得する場合	事後届出 居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること	外国為替及び外国貿易法

対応策

- 森林をはじめとする水源地域における土地取引の事前届出制を導入することにより、行政が水源地域における土地取引を事前に把握し、必要に応じて適正な土地利用を図るよう指導・助言を行うことができます。
- 県民の貴重な財産である本県の豊かで清らかな水資源を育む水源地域を無秩序な開発から未然に守り、次世代に引き継ぐため、水源地域保全条例を制定しました。

4. 基本指針の策定

水源地域における適正な土地利用の確保に関する基本的な指針を策定します。なお、基本指針は、以下の事項について定めます。

- ① 水源地域に関する基本的事項
- ② 水源地域の指定に関する事項
- ③ 水源地域において土地所有者等が適正な土地利用を確保するために配慮すべき事項 など

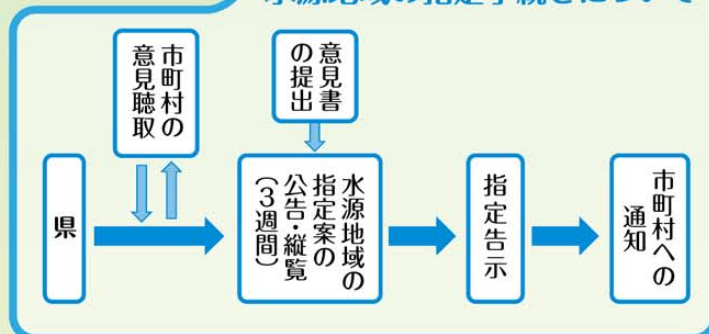


5. 水源地域の指定

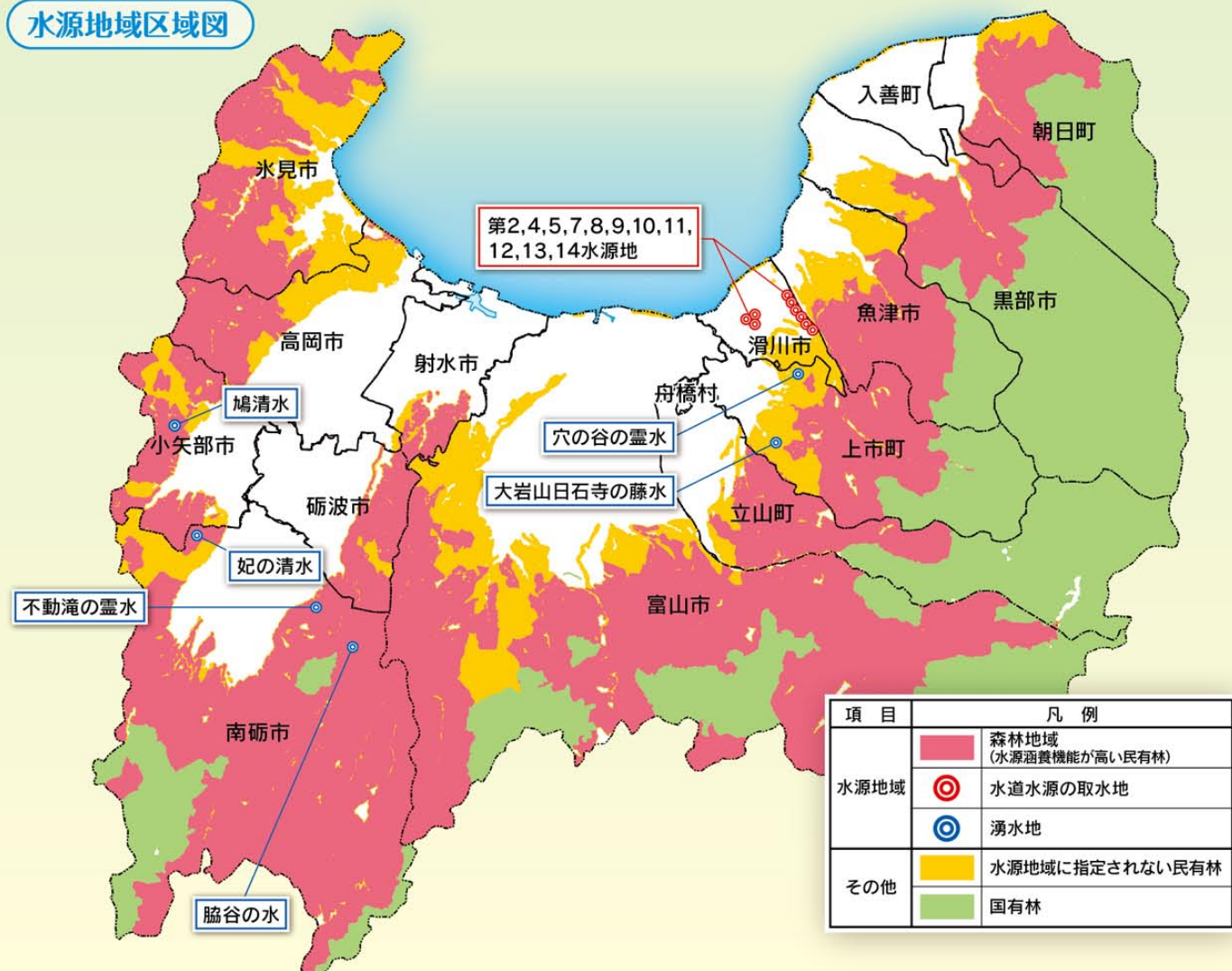
県は、以下の地域のうち、水資源の保全のために適正な土地利用を確保することが必要な地域を、水源地域として指定することができます。

- ① 森林の存する地域
- ② 公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の地域
- ③ その他水資源を保全するため必要と認められる地域（湧水地など）

水源地域の指定手続きについて



水源地域区域図



6. 水源地域内における土地取引の事前届出

水源地域内の土地について、売買などの取引を行うおとすときは、その旨を県に届け出なければなりません。

(ただし、森林地域以外で取引の面積が300平方メートル以下の場合や、取引の相手方が国、地方公共団体又は(公社)富山県農林水産公社の場合は、届出不要です。)



届出が必要なとき

土地に関する権利*の移転又は設定をする売買、交換、贈与などの契約を締結しようとするとき。(相続は対象となりません。)

*「土地に関する権利」とは、所有権、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権及びこれらの権利の取得を目的とする権利(予約完結権、買戻権等)をいいます。

届出者

水源地域内の土地所有者など土地に関する権利を有する者(売主等)

届出期限

契約締結予定日の6週間前まで

届出先

生活環境文化部 県民生活課 水雪土地対策班 又は
届出の対象となる土地を所管する農林振興センター 企画振興課へ

※郵送の場合は、県民生活課 水雪土地対策班へ

7. 指導・助言

届出を受けた県は、必要があると認めるときは、関係市町村長の意見を聴取したうえで、届出者に対して指導・助言を行うことがあります。この指導・助言を受けた届出者は、取引の相手方(買主等)に、その内容を伝達しなければなりません。

8. 報告の徴収及び立入調査

県は必要に応じて、届出者に対して、報告または資料の提出を求めることや、当該届出に係る土地に立ち入り、関係者に質問を行うことがあります。

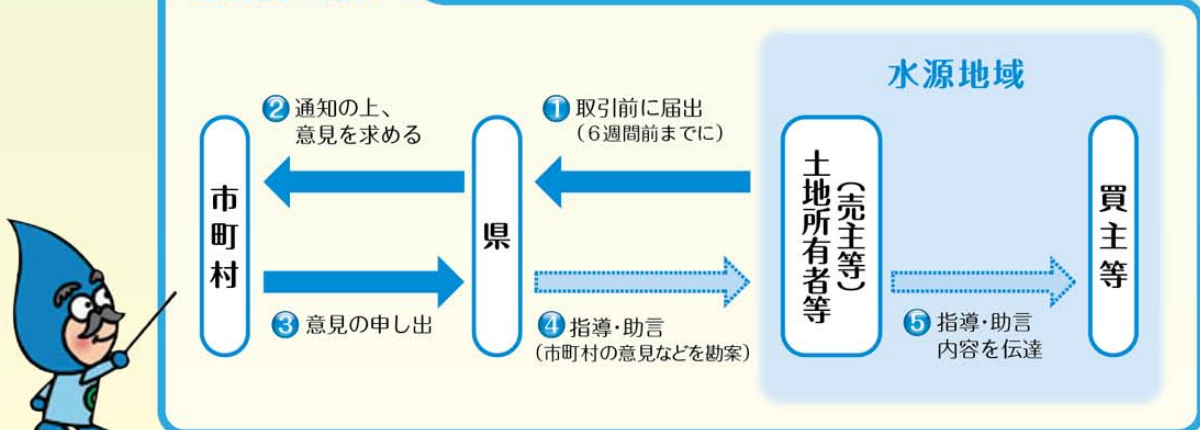
9. 勧告・公表及び過料

無届または虚偽の届出、報告や資料の提出または立入調査を拒否するなどの場合は、必要な措置を講ずるよう勧告することがあります。また、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することがあります。さらに、5万円以下の過料を科すことがあります。

10. 施行

この条例は、平成25年4月1日から(「6. 水源地域内における土地取引の事前届出」以降の規定は、同年10月1日から)施行しています。

届出後の流れ



届出書の様式

記入例

様式第1号（第7条関係）

水源地域土地売買等届出書

平成25年10月 3日

富山県知事 殿

所有権など土地に関する権利を現在有している方(売主等)が届出者となります。

住所 **富山市新総曲輪1-7**

届出者 氏名 **富山 太郎** 印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号 **076-431-4111**

富山県水源地域保全条例第14条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

契約の 当事者 に 関 する 事 項	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	富山 太郎		
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒 930-8501 富山市新総曲輪1-7 電話番号 076-431-4111		
買主等	氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	(株)△△産業 代表取締役 立山 花子		
	住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	〒 930-0000 中新川郡立山町◇◇99 電話番号 076-444-1234		
契約を締結しようとする年月日		平成25年11月20日		
契約の種類		<input checked="" type="checkbox"/> 権利の移転（ <input type="checkbox"/> 贈与 <input checked="" type="checkbox"/> 売買 <input type="checkbox"/> 交換） <input type="checkbox"/> 権利の設定		
契約に係る権利の種類及び内容		<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
期間の定めがある場合、その期間		年	月	日から
		年	月	日まで
土地に 関 する 事 項	所在	地目	利用の現況	面積
	富山市〇〇25-1	山林	山林	1,111 m ²
				m ²
				m ²
		合計	1 筆	1,111 m ²
権利の移転又は設定後における土地の利用目的		ミネラルウォーター工場の建設		

権利に期間の定めがある場合、その期間を記載してください。

1㎡単位（1㎡未満は四捨五入）で記載してください。

必ず地番まで記載してください。

「現況利用」、「林業」、「土砂採取」など分かりやすく記載してください。

! 届出書には、次の書類を添付してください

土地売買等の契約に係る土地の位置を示す図面
(1/5,000程度の図面や住宅地図など)

水源地域保全条例に関する Q & A



Q 水源地域における土地取引の事前届出制度の目的は何ですか？

A 行政が水源地域における土地取引を事前に把握し、必要に応じて適正な土地利用を図るよう指導・助言を行うことによって、水源地域の保全を図るものです。

Q 所有地が水源地域に指定されているのかを確認するにはどうすればいいですか？

A 水源地域は大字単位で指定しており、指定された大字名は富山県のホームページに掲載しています。

Q 水源地域内の土地であれば、すべての地目について届出する必要があるのですか？
また、取引面積の大小にかかわらず、すべて届出する必要があるのですか？

A 水源地域のうち、「森林の存する地域」として指定されている区域の場合は、原則として、現況が森林で、かつ地目が山林、原野、保安林の場合は届出が必要です。（詳細は、県民生活課又はその土地を所管する農林振興センターにお問い合わせください。）この場合、面積の大小にかかわらず、すべて届け出ていただく必要があります。

また、「公共の用に供する水源に係る取水地点及びその周辺の地域」及び「その他水資源を保全するため必要と認められる地域（湧水地など）」として水源地域に指定されている区域で、かつ、「森林の存する地域」と重複していない場合は、すべての地目が届出対象となります。この場合、300㎡以下の土地の取引については届け出る必要はありません。

Q この条例の届出を行えば、森林法や国土利用計画法に基づく届出はしなくてもいいのですか？

A 森林法や国土利用計画法に基づく届出は事後の届出で、新たに土地の所有者等（買主等）になった方から市町村長に別途届出を行っていただく必要があります。

届出先

届出先	住所	電話番号
富山県 県民生活課 水雪土地対策班	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7	076-444-3126
// 新川農林振興センター 企画振興課	〒937-0863 魚津市新宿10-7	0765-22-9136
// 富山農林振興センター 企画振興課	〒930-0096 富山市舟橋北町1-11	076-444-4475
// 高岡農林振興センター 企画振興課	〒933-0806 高岡市赤祖父211	0766-26-8448
// 砺波農林振興センター 企画振興課	〒939-1386 砺波市幸町1-7	0763-32-8130

※郵送の場合は、県民生活課 水雪土地対策班へ。

お問い合わせ先

富山県 生活環境文化部 県民生活課 水雪土地対策班

電話:076-444-3126 FAX:076-444-3477

ホームページ http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1711/kj00012925.html